



# 島根県報

平成24年9月14日（金）

号外 第 129 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

公布された条例等のあらまし

◇障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

障害者自立支援法施行規則の改正により、指定自立支援医療機関の指定の申請書等における記載事項が追加されたこと等に伴う様式の整備（様式第12号その1―様式第14号その3・様式第15号その3・様式第16号その3関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第12号その1中

「

開 設 者	住 所	〒 電話番号		
	氏名又は名称			

を

」

「

開 設 者	住 所	〒 電話番号		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	

」

に、

「

自立支援医療を行うための入院設備の定員		人
---------------------	--	---

を

」

「

自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙11)
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙12)

に

」

改め、同様式（別紙10）の次に（別紙11）及び（別紙12）として次のように加える。

(別紙11)

## 役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙12)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第12号その2中

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				

」

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

調剤のために必要な設備及び施設の概要	(別紙2)	を
--------------------	-------	---

」

「

調剤のために必要な設備及び施設の概要	(別紙2)	役員の住所、生年月日及び住所	(別紙3)	に
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙4)	

」

改め、同様式（別紙2）の次に（別紙3）及び（別紙4）として次のように加える。

(別紙3)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。



(別紙4)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第12号その3中

「

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地	〒	電話番号
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地	〒	電話番号
	職員の定数	(別紙)	

を

」

「

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称				
	主たる事務所の所在地		〒	電話番号	
	代 表 者	住 所			
		氏 名			
		生年月日			
職 名					
訪問看護ステーション等	名 称				
	所 在 地		〒	電話番号	
	職員の定数	(別紙1)	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙2)	
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書				(別紙3)	

」

に、

「

島根県知事 様	所在地 名 称	(印) を
---------	------------	-------

」

「

	所在地	
	名 称	
	代表者	⑩
島根県知事	様	

改め、同様式備考2中「(別紙)」を「(別紙1)」に改め、同様式(別紙)を同様式(別紙1)とし、同様式(別紙1)の次に(別紙2)及び(別紙3)として次のように加える。

(別紙2)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙3)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名 称

代表者

㊟

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の

指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号その1中

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				

」

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

主として担当する医師の経歴	(別紙)	を
---------------	------	---

」

「

主として担当する医師の経歴	(別紙1)	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙2)	に
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙3)	

」

改め、同様式記載要領2中「(別紙)」を「(別紙1)」に改め、同様式(別紙)を同様式(別紙1)とし、同様式(別紙1)の次に(別紙2)及び(別紙3)として次のように加える。



(別紙2)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙3)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号その2中

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				

」

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

調剤のために必要な設備及び施設の概要	(別紙2)	を
--------------------	-------	---

」

「

調剤のために必要な設備及び施設の概要	(別紙2)	役員の住所、生年月日及び住所	(別紙3)	に
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙4)	

」

改め、同様式（別紙2）の次に（別紙3）及び（別紙4）として次のように加える。

(別紙3)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙4)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号その3中

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地	〒	電話番号
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地	〒	電話番号
	職員の定数	(別紙)	

を

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称				
	主たる事務所の所在地		〒	電話番号	
	代 表 者	住 所			
		氏 名			
		生年月日			
職 名					
訪問看護ステーション等	名 称				
	所 在 地		〒	電話番号	
	職員の定数	(別紙1)	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙2)	
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書				(別紙3)	

に、

島根県知事 様	所在地 名 称	(印) 〇
---------	------------	-------

を



	所在地	
	名 称	
	代表者	⑩
島根県知事	様	

改め、同様式備考1中「(別紙)」を「(別紙1)」に改め、同様式(別紙)を同様式(別紙1)とし、同様式(別紙1)の次に(別紙2)及び(別紙3)として次のように加える。

(別紙2)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙3)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名 称

代表者

㊟

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の

指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号の2その1中

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				

」

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

自立支援医療を行うための 入院設備の定員（人）				を
----------------------------	--	--	--	---

」

「

自立支援医療を行うための 入院設備の定員（人）				
役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙1)			
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書				(別紙2)

」

に、

「

医療機関コード： \_\_\_\_\_ を

」

「備考（別紙1）については、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む。）時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_ に

」

改め、同様式に（別紙1）及び（別紙2）として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。



様式第13号の2その2中

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				

」

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無	を
-----------------------	-------	---

」

「

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無	
役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所	(別紙1)	に
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙2)	

」

改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

様式第13号の2その2中に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号の2その3中

「

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒 電話番号
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	〒 電話番号
	職員の定数の 変更の有無	有 ・ 無

を

」

「

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		〒 電話番号
	代 表 者	住 所	
		氏 名	
		生年月日	
職 名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地	〒 電話番号	
	職員の定数の 変更の有無	有 ・ 無	
役員 の 氏 名、生 年 月 日 及 び 住 所		(別紙1)	
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙2)

」

に、

「

	所 在 地		
	名 称		
島根県知事 様		Ⓜ	を

島根県知事 様	所在地 名 称 代 表 者	㊟	に
---------	---------------------	---	---

改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

様式第13号の2その3に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名 称

代表者

㊟

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の



指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号の3その1中

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				

」

「

開 設 者	住 所	〒			を
		電話番号			
	氏名又は名称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

主として担当する医師の氏名		を
---------------	--	---

」

「

主として担当する医師の氏名			に
役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙1)		
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書		(別紙2)	

」

改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

様式第13号の3その1に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号の3その2中

「

開 設 者	住 所	〒			電 話 番 号
	氏 名 又 は 名 称				

を

」

「

開 設 者	住 所	〒			電 話 番 号
	氏 名 又 は 名 称				
	生 年 月 日		職 名		

」

に、

「

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無
-----------------------	-------

を

」

「

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無
役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙1)
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙2)

」

に、

「備考 「保険薬局」欄の「名称」欄には、正式名称を記載すること。

医療機関コード： \_\_\_\_\_ を

」

「備考

- 「保険薬局」欄の「名称」欄には、正式名称を記載すること。
- (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

に

医療機関コード： \_\_\_\_\_

」

改め、同様式に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。



## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第13号の3その3中

「

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒 電話番号
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	〒 電話番号
	職員の定数の 変更の有無	有 ・ 無

を

」

「

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		〒 電話番号
	代 表 者	住 所	
		氏 名	
		生年月日	
職 名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地	〒 電話番号	
	職員の定数の 変更の有無	有 ・ 無	
役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所		(別紙1)	
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙2)

」

に、

「

	所 在 地		
	名 称		
島根県知事 様			(印) を

「

	所 在 地	
	名 称	
島根県知事	代 表 者	㊟
様		

」

に、

「備考 健康保険法に基づく指定訪問看護事業者又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者であることが分かる書類（指定通知書の写し等）を添付すること。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

を

」

「備考

- 1 健康保険法に基づく指定訪問看護事業者又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者であることが分かる書類（指定通知書の写し等）を添付すること。
- 2 （別紙1）については、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む。）時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

に

医療機関コード： \_\_\_\_\_

」

改め、同様式に（別紙1）及び（別紙2）として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名 称

代表者

⑨

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の

指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第14号その1中

「

変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日等
1 医療機関の名称及び所在地			
2 開設者の住所及び氏名又は名称			

を

」

「

役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所	(別紙1)		
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙2)		
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日等
1 医療機関の名称及び所在地			
2 開設者の住所、氏名又は名称、生年月日及び職名			

に

」

改め、同様式の備考6を同様式の備考7とし、同様式の備考5を同様式の備考6とし、同様式の備考4を同様式の備考5とし、同様式の備考3を同様式の備考4とし、同様式の備考2の次に次のように加える。

- 3 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

様式第14号その1に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。



(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第14号その2中

「

変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
1 薬局の名称及び所在地			
2 開設者の住所及び氏名又は名称			

を

」

「

役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所	(別紙1)		
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙2)		
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
1 薬局の名称及び所在地			
2 開設者の住所、氏名又は名称、生年月日及び職名			

に

」

改め、同様式の備考4を同様式の備考5とし、同様式の備考3を同様式の備考4とし、同様式の備考2の次に次のように加える。

- 3 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

様式第14号その2中に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名( )

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒
	年 月 日	〒

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者(法人の代表者を含む。)並びに医療機関の管理者について記入すること。

(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

開設者

住 所

氏名又は名称

㊞

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

## 9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第14号その3中

「 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 所在地 を  
 名 称 ④」

「 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 名 称 に、  
 代表者 ④」

変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
1 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地			

を

」

役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙1)	
障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書			(別紙2)
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
1 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地			
代 表 者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	職 名		

に

」

改め、同様式の備考2を同様式の備考3とし、同様式の備考1の次に次のように加える。

- 2 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

様式第14号その3に(別紙1)及び(別紙2)として次のように加える。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

フリガナ	生年月日	住 所
氏 名	役 職	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	
	年 月 日 千	

備考 業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者及び同等の支配力を有すると認められる者（法人の代表者を含む。）並びに医療機関の管理者について記入すること。



(別紙2)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名 称

代表者

㊟

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の

指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第15号その3及び様式第16号その3中

「指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 所在地  
名 称 ④」を

「指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 所在地  
名 称 ④」に改める。  
代表者 ④」

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。